　第７１号議案

　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「もの」の次に「および地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

第２条第３項中「第２８条の５第１項または第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第２２条の４第１項または第２２条の５第１項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

　第３条第１項ただし書、第４条第１項ただし書および同条第２項、第５条第２項、第６条第３項第２号、第１３条ならびに第１８条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第６条第１項もしくは第２項または附則第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

　（説明）地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。